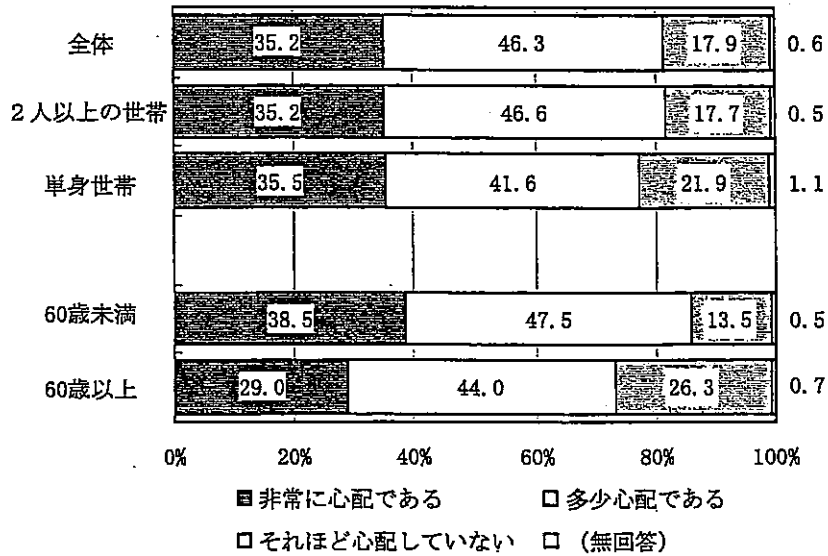


## 2 社会保障制度全体の中での財形年金貯蓄の位置付け

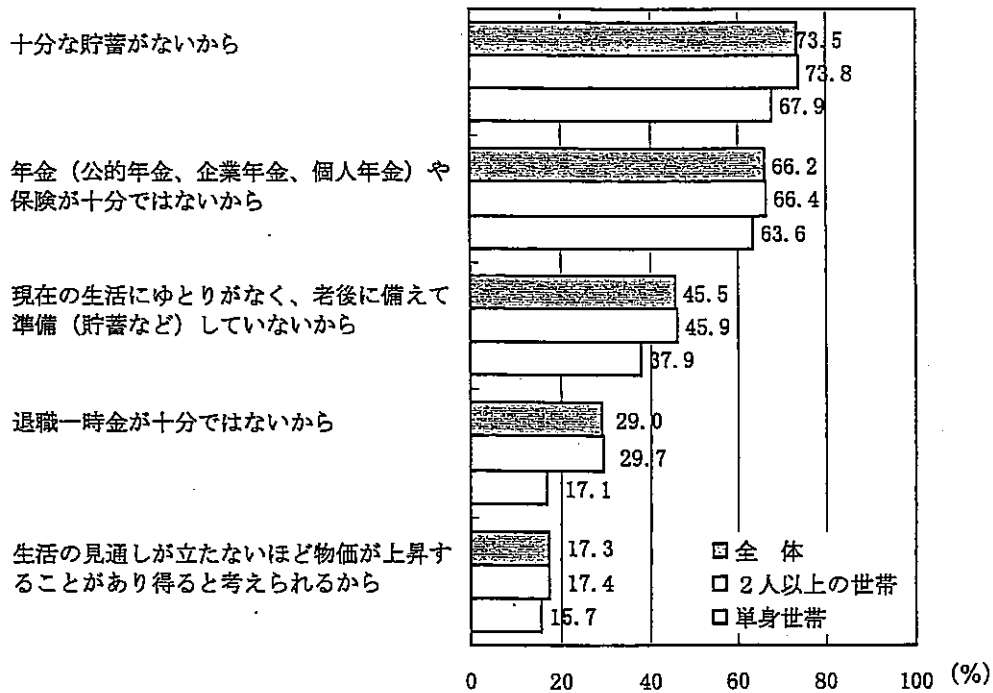
	頁
( 1 ) 老後生活についての意識	1
( 2 ) 年金に対する考え方	2
( 3 ) 支給開始年齢の引上げのスケジュール	3
( 4 ) 平成16年年金制度改正における給付と負担の見直し	4
( 5 ) 平成13年の企業年金制度改革による移行の仕組み	7
( 6 ) 適格退職年金の概況	8
( 7 ) 厚生年金基金の概況	9
( 8 ) 確定給付企業年金の概況	11
( 9 ) 退職金制度の実施状況別企業数割合	12
( 10 ) 退職金制度の形態別男性定年退職者の退職金額	13
( 11 ) 老後に必要な生活費等と公的年金額の比較	14
( 12 ) 社会保障の在り方に関する懇談会の開催について	15
( 13 ) 社会保障制度等の一体的改革に向けて(概要)(日本経団連)	18
( 14 ) 安心して充実した老後生活を支える新しい年金体系の構築(経済同友会)	19
( 15 ) 「21世紀社会保障ビジョン」(連合)	20
( 16 ) 三党合意(平成16年5月6日)	22
( 17 ) 税制調査会海外調査報告(平成16年9月)(抄)	23
( 18 ) 確定拠出年金	28

# 老後生活についての意識

老後の生活への心配（世帯別、年齢別）



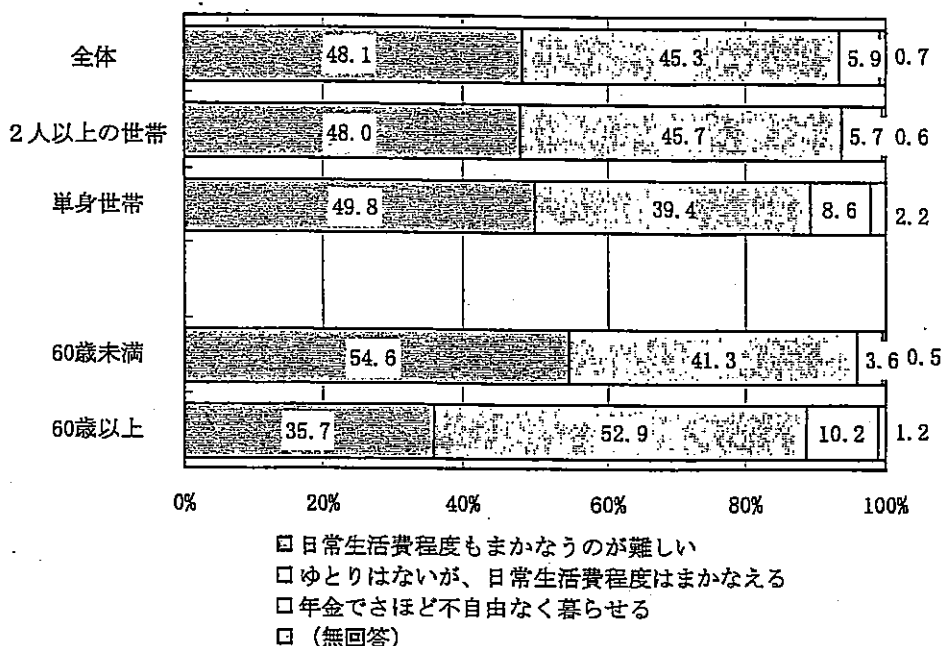
老後の生活を心配している理由（年齢 60 歳未満、複数回答、世帯別）



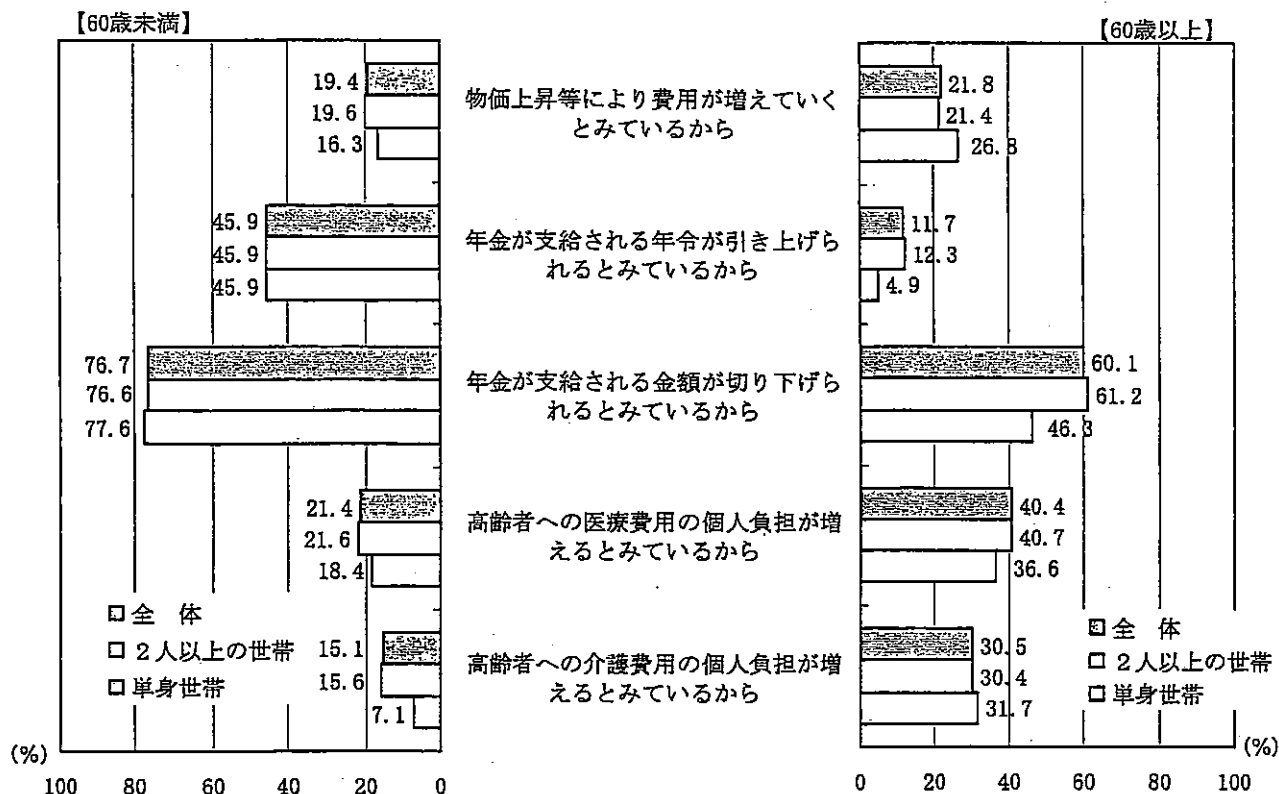
資料出所：金融広報中央委員会『家計の金融資産に関する世論調査』平成16年9月

# 年金に対する考え方

年金に対する考え方（世帯別、年齢別）

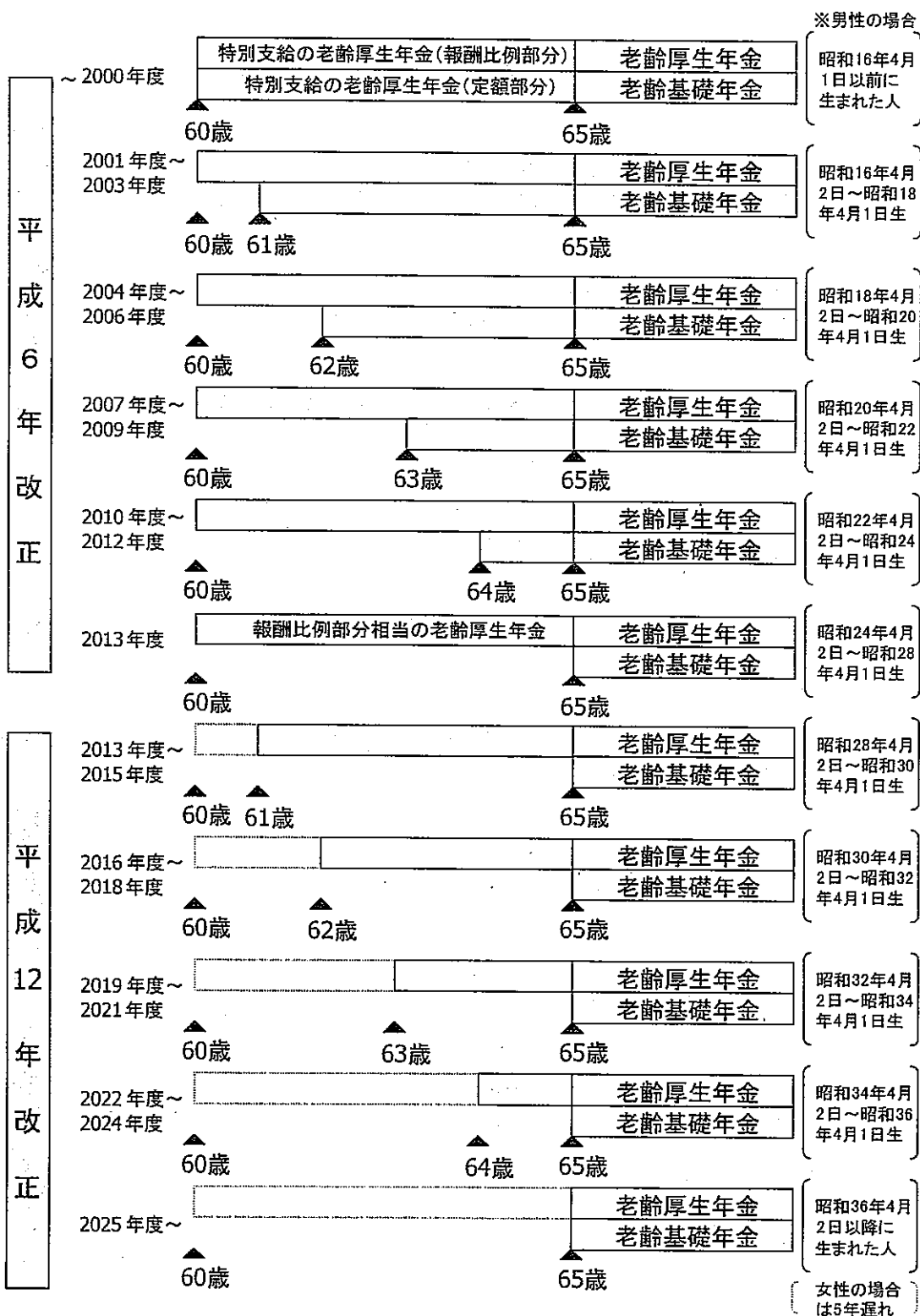


年金だけでは日常生活費程度もまかなうのが難しいと考える理由（世帯別、年齢別、複数回答）  
 <日常生活費程度もまかなうのが難しい世帯=100%>

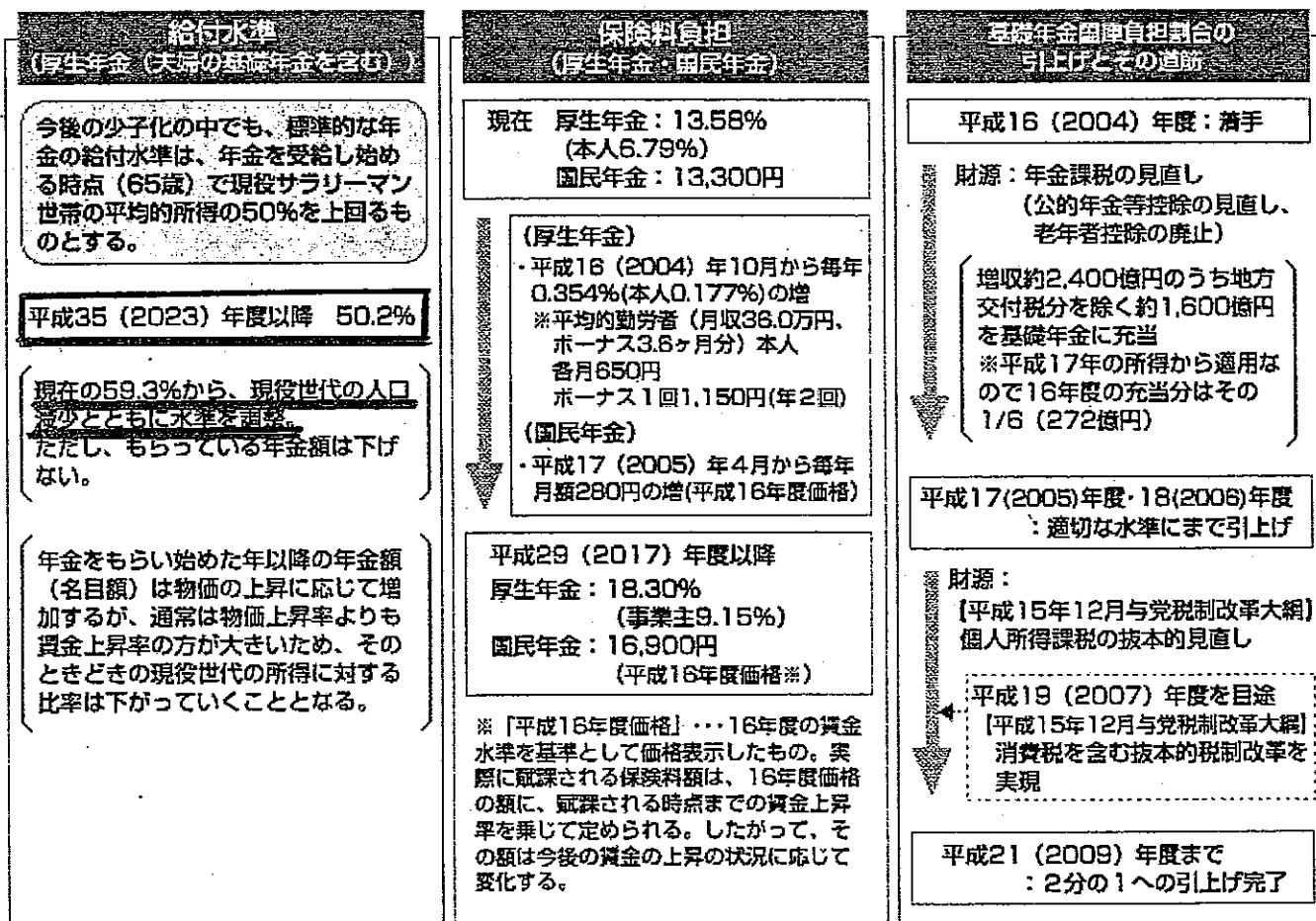


資料出所：金融広報中央委員会『家計の金融資産に関する世論調査』平成16年9月

## 支給開始年齢の引上げのスケジュール



# 平成16年年金制度改正における給付と負担の見直し



資料出所：厚生労働省年金局年金財政ホームページ

# 老後生活の基本的部分を支える給付水準を確保します。

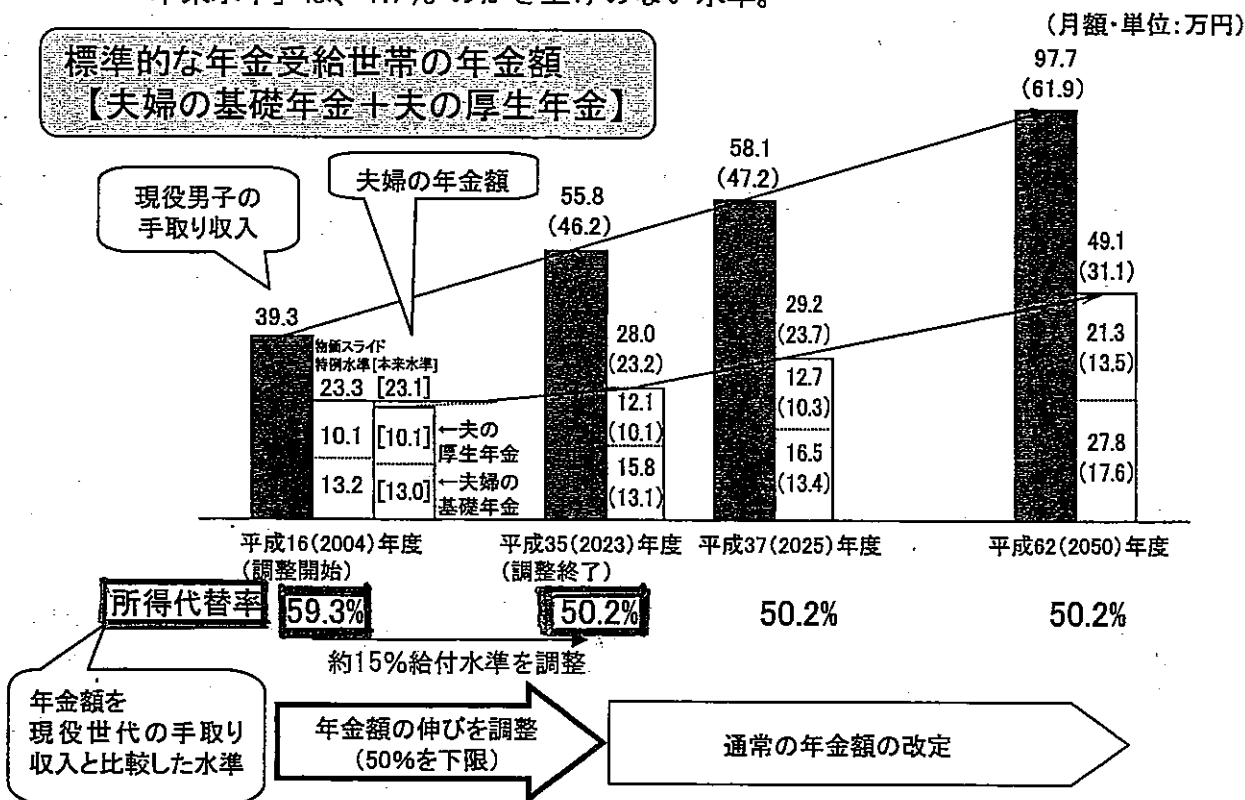
自動調整の仕組みだけでは、給付水準が際限なく下がる可能性

標準的な年金受給世帯※の給付水準(夫婦の基礎年金と夫の厚生年金)は、現役世代の平均手取り収入の50%を上回る水準を確保します。(平成35(2023)年度以降50.2%)  
 ※ 標準的な年金受給世帯とは、夫が平均的収入で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯をいいます。

## 年金を受給し始めた時の年金額の見込み

- 各時点における名目額。( )内の数値は、物価で現在価値に割り戻した額。
- 「物価スライド特例水準」は、物価スライド特例により1.7%かさ上げされた、現に受給者に支払われている年金水準。
- 「本来水準」は、1.7%のかさ上げのない水準。

### 標準的な年金受給世帯の年金額 【夫婦の基礎年金+夫の厚生年金】



◎ 年金をもらい始めた年以降の年金額(名目額)は物価の上昇に応じて増加しますが、通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きいため、そのときの現役世代の所得に対する比率は下がっていくことになります。

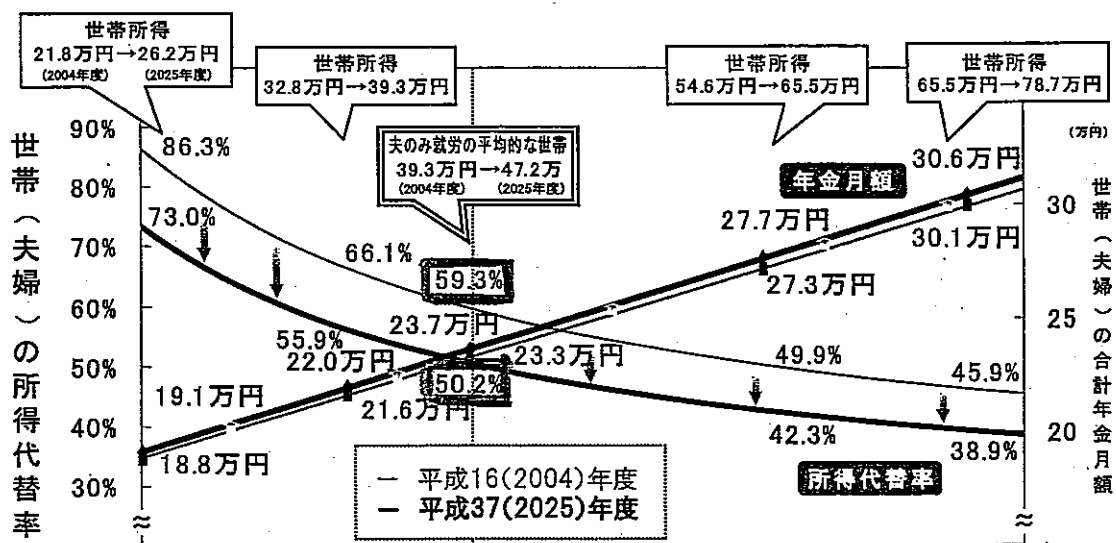
○給付水準の下限50%は、標準的な年金受給世帯についての水準であり、世帯類型や所得によって所得代替率は違ってきます。これは、厚生年金では、所得再分配の機能を持たせることにより、世帯一人当たりの所得の低い世帯に相対的に手厚い給付を行う仕組みとなっていることによるものです。



- ①世帯1人当たりの所得が標準的な年金受給世帯よりも高かった世帯の場合  
=年金額はその世帯が得ていた所得との対比では50%を下回ることとなります。
- ②世帯1人当たりの所得が標準的な年金受給世帯よりも低かった世帯の場合  
=年金額はその世帯が得ていた所得との対比では50%を上回ることとなります。

○なお、単身世帯については、基礎年金が一人分になりますので、標準的な年金受給世帯と比べれば、相対的に所得代替率は低くなりますが、単身世帯の中で見ると、所得の高い人ほど所得代替率は低く、所得の低い人ほど所得代替率は高くなります。

### 世帯の所得による所得代替率の変化



○ 世帯所得は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)です。  
 ○ 2025年度年金月額及び世帯の合計所得は、世帯で現在価値に割引した値です。  
 ○ 所得代替率 = 年金月額 ÷ 手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)

# 平成13年の企業年金制度改革による移行の仕組み

平成14年度以降

## 旧制度※

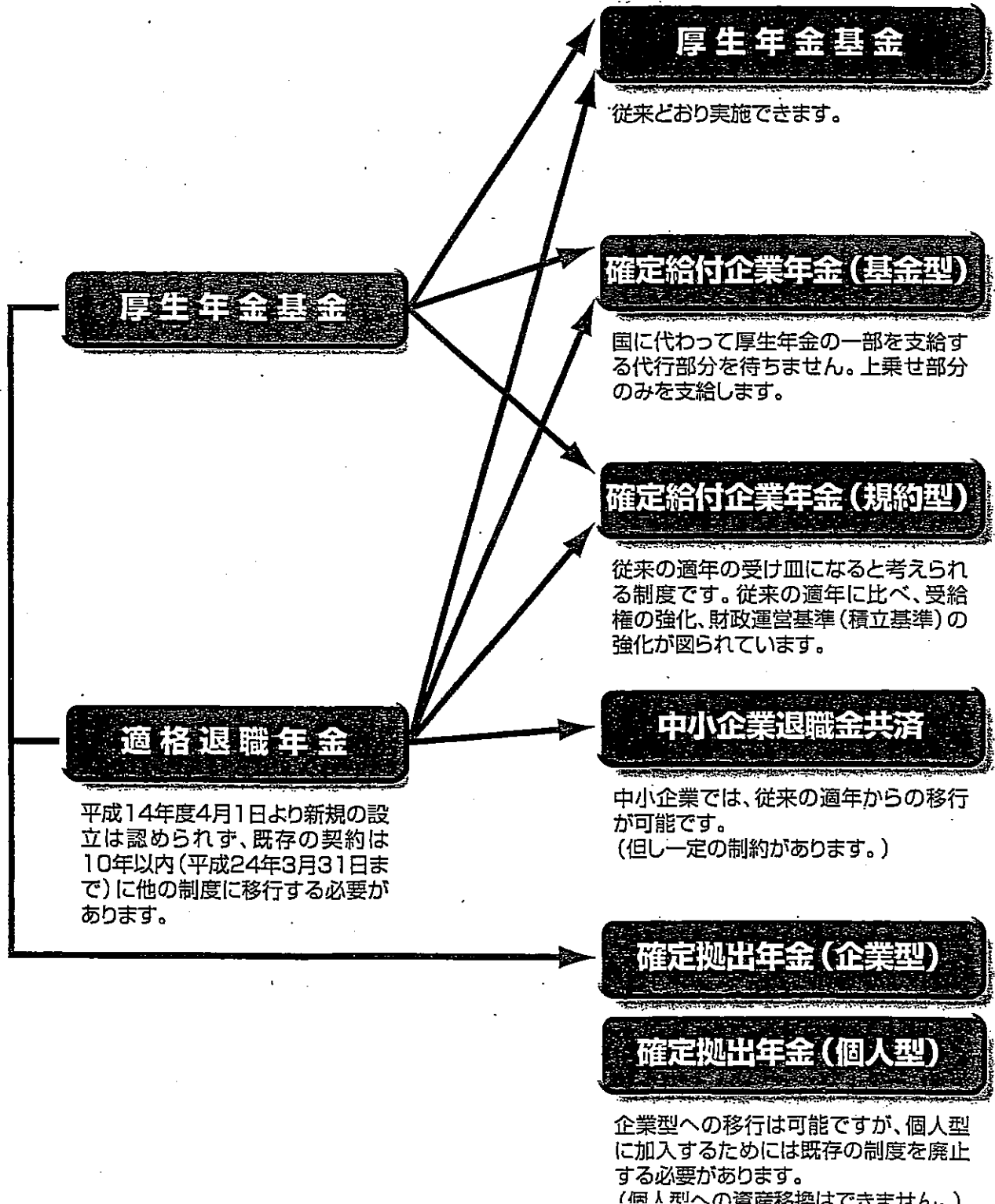
※従来の企業年金では、厚生年金基金と適格退職年金が代表的な制度として利用されてきました。



移行

## 新制度

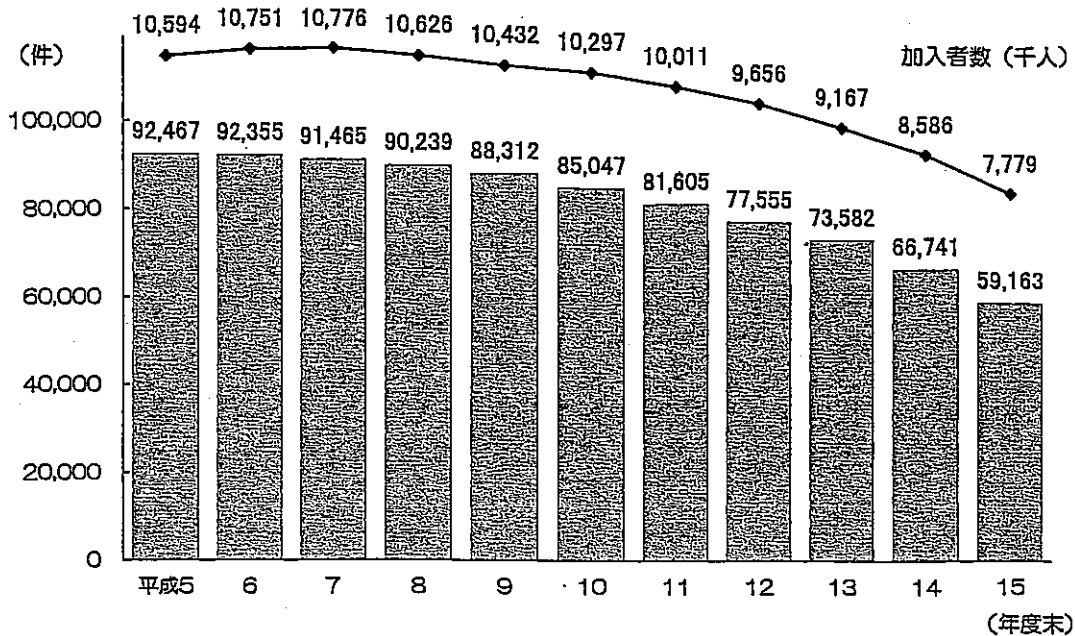
確定拠出年金法:平成13年10月施行  
 確定給付企業年金法:平成14年1月施行



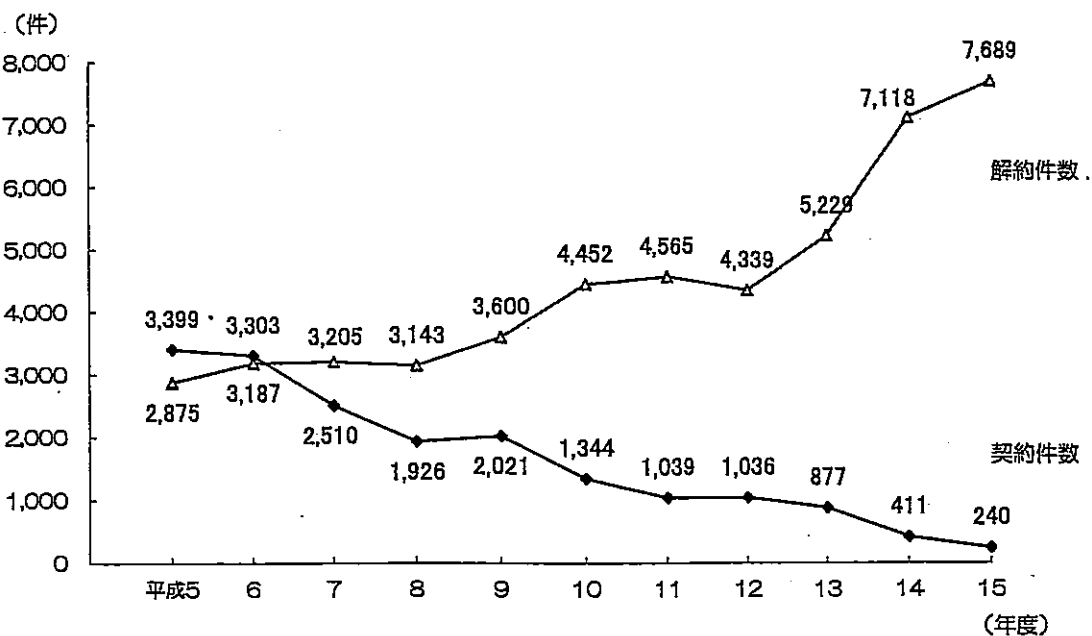


# 適格退職年金の概況

契約件数・加入者数の推移



新規契約・解約件数の推移

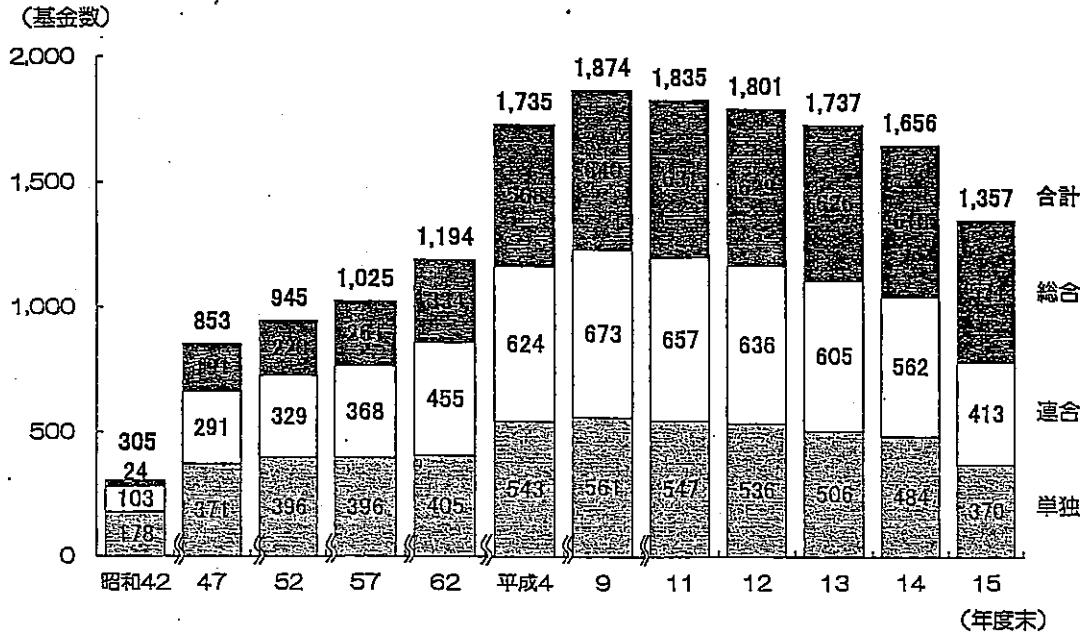


(注) 総幹事制度への移行等による増減は含まない。

資料出所：厚生年金基金連合会『企業年金に関する基礎資料』平成16年9月

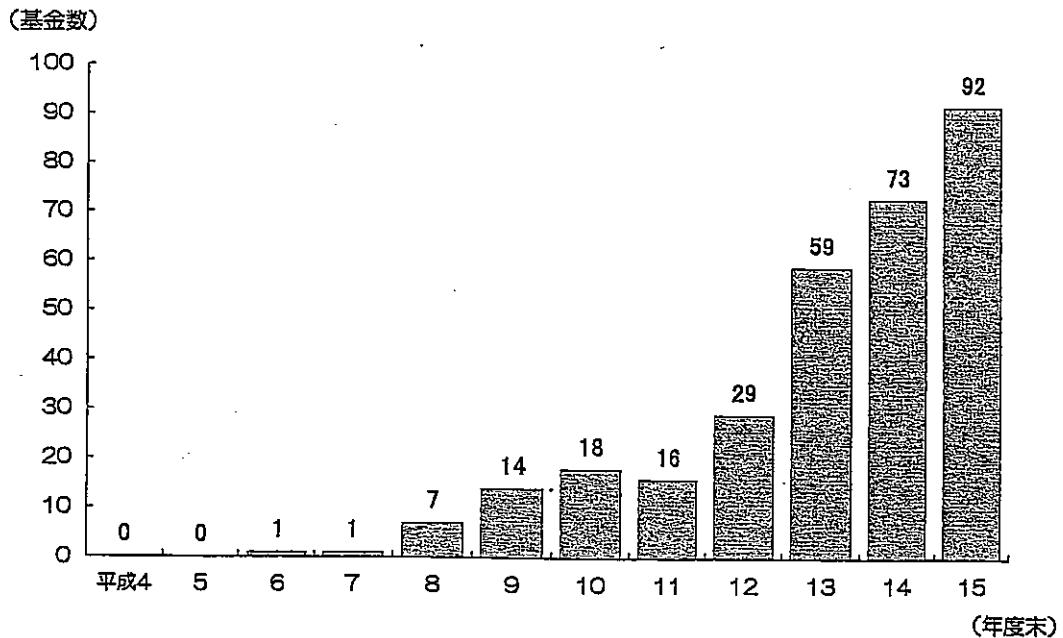
# 厚生年金基金の概況

基金数の推移



(注) 各年度の第4四半期業務報告書による。

解散基金数の推移



(注) 厚生労働省調べ

資料出所：厚生年金基金連合会『企業年金に関する基礎資料』平成16年9月